

## 特例の考え方のポイント

- ・「無期転換ルール」とは、平成25年4月1日以降の有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール（労働契約法第18条）です。
- ・「有期雇用特別措置法」（平成27年4月1日施行）により、継続雇用の高齢者について、「無期転換ルール」※の特例が設けられました。

※平成25年4月1日以降に開始された有期労働契約が通算の対象になります。

- ・具体的には、定年に達した後、同一の使用者に引き続いて雇用される有期雇用労働者については、本社管轄都道府県労働局長の認定を受けることにより、引き続いて雇用される期間は無期転換申込権が発生しないこととなります。



## 認定申請書（第二種計画認定申請書）作成のポイント

（手続方法）

- ・裏面を参考に「第二種計画認定申請書」を作成し、2、3の確認のための書類を添付して新潟労働局雇用環境・均等室に提出してください。\*

※本社が県外に所在する場合は、本社管轄の都道府県労働局への申請をお願い致します。

（申請書の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。）

- ・提出はご来庁のほか、郵送や電子申請によることも可能です。また、本社管轄の労働基準監督署を経由して提出することもできます。
- ・申請書、添付書類は、それぞれ2部ずつ提出してください。
- ・なお、認定通知書の交付を郵送で希望される方は、簡易書留分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

（申請書の記載内容と添付書類）

- ・2「特性に応じた雇用管理の措置」は、いずれかの項目一つが実施されていなければ構いません。なお、「高年齢者雇用推進者の選任」によるものがこれまでの申請の中で大部分を占めています。
- ・3「その他」は、該当するすべての口にチェックする必要があります。
- ・2、3それぞれの確認のための添付書類については、ハローワークに「高年齢者雇用状況報告書」を提出している場合はその写しだけで可能です。
- ・「高年齢者雇用状況報告書」を提出していない場合は、「高年齢者雇用推進者」を任命した辞令や社内通知文書（代表印があるものに限り）、就業規則の写し（高年齢者雇用確保措置に係る部分のみで可）を添付してください。

※労働局での審査のうえ申請された計画が適当と判断された場合は、認定通知書が交付（もしくは郵送）されます。  
※返信切手要

※詳しくは、リーフレット「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」をご覧ください。

[第二種計画認定申請書の様式と記載例]

[赤字は記載例]

第二種計画認定・変更申請書

② ○○労働局長殿 ① 年 月 日

1 申請事業主

名称・氏名	③	代表者氏名 (法人の場合)	④	印
住所・所在地	〒( - )		電話番号 ( )	
	⑤		FAX番号 ( )	

⑥ 2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高齢者雇用推進者の選任
- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

3 その他

- 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
  - 65歳以上への定年の引き上げ
- ⑦  継続雇用制度の導入
  - 希望者全員を対象
  - ⑧  経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
    - (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の口にチェックして下さい。
2. 「3 その他」は、該当する口はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例: 契約書の雛形、就業規則等) ⑨
2. 高齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社分のみで可。))を含む。) ⑩
3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。

⑩ ハローワークに提出した「高齢者雇用状況報告書」の写しを添付することも可能です。

また、従業員規模が10人未満で就業規則を作成していない場合は、高齢者雇用確保措置制度を社内周知している書類等、就業規則に準ずるものを添付することも可能です。

- 社会保険労務士による事務代理の場合には、欄外余白において、必ず社会保険労務士の方の署名または記名押印を行ってください。

[留意事項]

- ① 申請の日付を記載してください。
- ② 提出先の労働局名を記載してください。
- ③ 法人の場合には法人の名称を、個人事業主の場合には氏名を記載してください。
- ④ 法人の場合には、代表者氏名を記入してください。
- ⑤ 法人の場合には本社・本店の所在地を、個人事業主の場合には住所(事業所の所在地と異なる場合には、事業所の所在地)を記載してください。
- ⑥ 行うこととしている雇用管理措置として該当するものに✓を付してください。(1か所以上)  
(注) 各項目の具体的な内容については、p.17をご参照ください。
- ⑦ 実施している高齢者雇用確保措置に✓を付してください。
- ⑧ 「継続雇用制度の導入」に✓を付した場合には、いずれかに✓を付してください。
- ⑨ ✓を付した措置を行っていることが確認できる就業規則等を添付してください。なお、労働契約書の雛形や労働協約の代わりに、事業主の署名または記名押印があり、実施する措置の内容が確認できる書類等を添付することも可能です。

お問い合わせは、025-288-3527(新潟労働局 雇用環境・均等室)までお願いします。

## 第二種計画認定・変更申請書

年 月 日

労働局長殿

## 1 申請事業主

名称・氏名		代表者氏名 (法人の場合)		印
住所・所在地	〒( - )		電話番号 ( ) FAX番号 ( )	

## 2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高年齢者雇用推進者の選任  
 職業訓練の実施  
 作業施設・方法の改善  
 健康管理、安全衛生の配慮  
 職域の拡大  
 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備  
 職務等の要素を重視する賃金制度の整備  
 勤務時間制度の弾力化

## 3 その他

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。  
 65歳以上への定年の引き上げ  
 継続雇用制度の導入  
 希望者全員を対象  
 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用  
(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

(記入上の注意)

- 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の口をチェックして下さい。
- 「3 その他」は、該当する口はすべてチェックしてください。

(添付書類)

- 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例: 契約書の雛形、就業規則等)
- 高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社分のみで可。)を含む。))
- 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。